

令和8年1月1日

福祉部障害者施策推進課

指定障害児通所支援事業者の指定の一部効力停止処分について

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下、「法」という。）第21条の5の24第1項に基づき、下記のとおり処分しましたのでお知らせいたします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 株式会社Y&N
(2) 所 在 地 品川区西品川2-10-11プランドボナール1階

2 事業所名等

- (1) 名 称 ミント
(2) 所 在 地 品川区西品川2-10-11プランドボナール1階
(3) サービス種別 放課後等デイサービス
(4) 事 業 所 番 号 1350900278

3 処分の内容

令和8年1月1日から令和8年3月31日の期間における新規利用者の受け入れ停止（指定の一部効力停止）

4 処分の効力発生日

令和8年1月1日

5 処 分 の 理 由

- (1) 障害児通所給付費の不正請求（法第21条の5の24第1項第6号該当）
(2) 虚偽の報告（法第21条の5の24第1項第7号該当）
(3) 虚偽の答弁（法第21条の5の24第1項第8号該当）
(4) 不正または著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第11号該当）